

令和2年度 事業計画について

I 組織に関する事業

1 会議等の開催、出席

- ・理事会 年間4回〔5月、秋季、令和3年1月、3月〕
- ・定時総会 5月27日(水) ライズヴィル都賀山(守山市)
- ・食品衛生指導員部会(6月)、指導員研修会(秋季)
- ・日食協全国支部長会議(10月、3月)
- ・近畿ブロック連絡協議会
総会(書面4月)、指導員部会長会議(10月)、会長会議(11月)
令和2・3会長(令和3年大会開催6～7月)
- ・指導員交流事業(秋季、グランドゴルフ)八幡食協担当
- ・紫友会(検討)

2 顕彰活動及び大会参加

(1) 食品衛生大会の開催

- ・日時 令和2年6月24日(水)書面開催
なお、創立70周年記念事業は、令和3年度(秋季)に延期

(2) 公益社団法人日本食品衛生協会(日食協)近畿ブロック大会

- ・日時 令和2年6月16日(火)書面開催

(3) 食品衛生指導員全国大会への参加

- ・日時 令和2年10月21日(水)午後
- ・会場 銀座ブロッサム(東京都)

(4) 食品衛生功労者・優良施設表彰式

- ・日時 令和2年10月22日(木)午前10時～
- ・場所 明治座(東京都)

3 組織の充実強化

県食協及び地域食協の事業執行について、適正な組織運営に努めると

ともに、組織の充実・強化、協会活動の活性化を図る。

平成 29 年度から 3 年間は日食協の「会員増強モデル支部」に指定されて会員増強活動に取り組んだところであるが、本年度さらに 1 年間の延長が措置された。

II 食品衛生指導員に関する事業

1 令和元 2 度 協会スローガン

『H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理の実施』

2 食品衛生指導員・食品衛生推進員活動

(1) 食品衛生推進受託事業

県知事、大津市長との委託契約に基づき、夏期、冬期等に食品関係営業施設に対して主に「H A C C P 制度化に関する周知・助言活動」を行い、必要に応じて、飲食店等に対する情報の伝達周知を実施する。

(2) 食品衛生指導・相談事業

ア 巡回指導・相談の実施

日食協の巡回指導資料等を参考に巡回指導・相談を実施する。

重点指導項目：H A C C P の考え方を取り入れた衛生管理の実施

実施内容は、「衛生管理計画の策定」

「計画に基づく実施」

「確認・記録」

イ 巡回指導に係る強化月間の設定

夏期一斉取り締まり、ノロウイルス食中毒予防強化期間および年末一斉取り締まりに合わせ、食中毒予防対策を主とした強化月間を設定する。

ウ 日食協の食品衛生指導員活動特別補助金の交付

(3) 担当施設制度の確立

県・市の受託事業の観点からも、担当施設を明確にしてデータの一元化を目指す。

(4) 食品衛生指導員研修事業

ア 食品衛生指導員研修

地域食協において、指導員研修会を開催願います。

イ 食品衛生指導員ブロック研修会

青年部役員を主体に、近畿、中・四国、九州ブロック食品衛生指導員全国研修会に参加する。

3 食の安心・安全・五つ星事業

(1) 事業の位置づけ

食品衛生法改正に伴うHACCP制度化に伴って、食の安心・安全・五つ星事業の内容を改変して来ている。

『一般飲食記録簿』、『菓子製造業記録簿』、『旅館・ホテル業記録簿』の使用、「HACCP型プレート（卓上型、壁面掲示型）」の掲示

(2) 助成事業

県食協から活動費を助成（平成28年度～）

交付金 = 五つ星取得施設数 * 1,000円

日食協の助成制度（～令和2年度）

HACCP型でHP掲載 * 1,000円

Ⅲ 食品衛生の普及啓発に関する事業

1 食中毒予防啓発事業

厚生労働省が定める食品衛生月間（8月1日～31日）中、保健所と協力して駅前、大型量販店等において普及啓発グッズを用いた街頭啓発、食品衛生相談所開設、月間ポスター貼付、リーフレット配布等、食品衛生知識の普及啓発を実施

2 食中毒注意報の伝達

夏季の「食中毒注意報」（7月1日～9月30日）および冬季の「ノロウイルス食中毒注意報」（11月1日～翌年3月31日）発令時に、会員に伝達周知し、食品の取扱い等食中毒予防の注意を喚起

3 ノロウイルス食中毒予防強化期間事業（平成 25 年度～）

引き続き予防強化期間を 11 月 1 日から翌年 1 月末日まで設定し、地域食協が開催する消費者・食品等事業者に対する講習会（懇話会、意見交換会）等に対し 5 万円を限度に助成する。（日食協・県食協）

4 食品衛生講習会の開催

食品衛生に関する最新の情報の提供及び知識・技術の習得を目的に、消費者や食品等事業者を対象とした食品衛生講習会を開催する。

5 情報提供事業

食品等事業者、食品衛生指導員・推進員及び消費者に対し常に最新の食品衛生情報を提供するようホームページの充実を図るとともに、県・市や日食協配信メールマガジンの登録周知に努める。

IV 食品の自主衛生管理に関する事業

1 自主検査事業

県・市の「食品等の自主検査指導要綱」等に基づき、自主検査対象食品を製造する施設に対して自主検査や従事者の微生物（糞便）検査受検を積極的に働きかけ、地域食品衛生協会窓口で検査を受付ける。

2 食品衛生責任者資格認定講習会の開催

食品営業施設の自主衛生管理の徹底を図るため、県知事の指定を受け「滋賀県食品衛生責任者資格認定講習会」を開催する。（年 1 2 回）

V 福利厚生に関する事業

1 食品営業賠償共済、

「あんしんフード君」・「スーパーあんしんフード君」

消費者保護（被害者救済）と会員の経営安定（賠償資力の確保）から重要な事業であり、令和 2 年度は「あんしんフード君」特別支援支部に指定されている。

なお、日食協により新たな 2 年間の目標値が設定され、推進目標の達成

支部に対して、特別表彰および副賞50万円が設定されている。

	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	令和2 年度末
あんしん フード君	931	1096	1237	1370	目標 1670

2 日本食品衛生共済協同組合、生命共済保険事業

会員の福利厚生事業として実施する火災共済及び生命共済事業を推進